

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十九号

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の下に「（同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）」を加え、同号イ中「規定」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同号ロ中「規定」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。